

## 【教職員用】

令和4年9月22日更新

### 新型コロナウイルスへの対応について〔第35版〕

新型コロナウイルスの感染状況等に鑑み、一部、改定いたします。教職員の皆様は、新型コロナウイルスに感染しない、感染させない行動を徹底してください。

#### 1 感染予防について

本学の教職員の行動指針については、次のとおりとします。

- (1) 日頃から健康状態の確認（検温等）をしっかりと行ってください。
- (2) 石けんやアルコール消毒液等による手洗い、正しいマスクの着用、咳エチケットの励行を心がけてください。（マスクは、原則として不織布マスクを着用してください）
- (3) 風邪の症状や発熱がある（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）、強いだるさや息苦しさがあるなどの症状があるときは、早めに地域の医療機関を受診してください。
- (4) 学内外を問わず、会食の際はマスク会食若しくは黙食を励行してください。
- (5) 免疫力を落とさないため、十分な睡眠、適度な運動を行い、バランスのよい食事を心がけてください。

#### 2 感染症予防に対応した環境の保持について

学内の感染症予防への対応については、次のとおりとします。

- (1) 各建物の入口等にアルコール消毒液を設置します。
- (2) 授業の前後に必ず石けん等による手洗いを行ってください。併せて、学生にも授業前後の手洗いを励行するようご指導ください。
- (3) 授業時間中の教室の換気については、教務課が全教職員に対して発信した案内をご確認ください。併せて、授業終了後（特に、4限目終了後）は、窓の戸締りにご協力ください。
- (4) 図書館・情報処理教室・学食・学生ホール・サークル部室・ピアノレッスン室等の使用に関しては、それぞれの施設に応じて適切な使用ルールを定めます。
- (5) スクールバスの運行についても、感染が広がらないよう配慮します。

#### 3 学校行事・会議等開催における対応について

- (1) 学校行事・会議等の開催については、実施の必要性について検討し、開催する場合は十分な感染防止の措置をとります。

#### 4 国内外の出張等について

- (1) 県外及び国外に移動する場合は、不要不急でない場合でも慎重に必要性を判断し、感染防止策に万全を期してください。
- (2) 法人本部からその都度発出されている最新の通知もご確認ください。

## 5 感染者が発生した場合の対応について

本学関係者より新型コロナウイルスの感染者が出た場合の授業・業務実施の判断については、次のとおりとします。

### 【学生が感染した場合】

- ① 感染した学生の出席を一定期間停止するとともに、授業については、教室内の適切な衛生環境を保持したうえで実施します。
- ② 学生間の感染が著しく拡大された状況に至った場合は、関係機関（国及び県関係機関・保健所等）と協議し、休講及び休校を判断します。

### 【教職員が感染した場合】

- ① 教職員が感染した場合には、当該教職員の担当科目を休講とし、その他の科目については教室内の適切な衛生環境を保持したうえで実施します。また、休講となった授業については、補講・課題の活用等により、必要な講義内容の提供を保障するよう配慮してください。
- ② 事務局職員が感染した場合には、当該部局の業務継続の可能性を判断し、業務継続が不可能と判断した場合は、当該部局の業務を停止します。
- ③ 感染者が教職員全体に拡がり、授業及び事務局の業務が実施できないと判断した場合は、関係機関（国及び県関係機関・保健所等）と協議し、休校の必要性を判断します。

### 【県内・市内・地域から感染者が出た場合】

- ① 授業については、教室内の適切な衛生環境を保持したうえで実施します。
- ② 県内の感染状況が著しく拡大され、令和2年3月14日に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、県知事より休校措置が発出された場合は休校措置をとります。

## 6 感染した教職員・学生への対応について

本学関係者より新型コロナウイルスの感染者が出た場合、教職員の就業禁止と学生の出席停止については、次のとおりとします。

### (1) 教職員について

#### 【感染した場合】

感染が確認された教職員及び濃厚接触者と認められた教職員は、「学校保健安全法」第19条の規定により就業禁止とし、就業禁止期間は「学校保健安全法施行規則」第19条第1項の規定に基づき「治癒するまで（オミクロン株陽性者で無症状の場合は、検体採取日から7日間。）」とします。なお、就業禁止となった教職員の就業期間の勤務については、特別休暇とします。

#### 【濃厚接触者と認められた場合】

濃厚接触者と認められた教職員は、「学校保健安全法」第19条の規定により就業禁止とし、就業禁止期間は国、県などの行政基準に則り、保健所から指示された療養期間とします。保健所から療養期間の指示がない場合は国、県などの行政基準に則ることとします（感染者と認められた場合は、上記【感染した場合】のとおりとなります）。

#### 【感染が疑われる場合】

喉の痛みや倦怠感など少しでも体調の異変を感じた場合には、早めに地域の医療機関を受診してください。

その上で、感染が疑われる場合は、大学へ出勤しないでください。

## (2) 学生に周知した内容

以下は、「【学生用】新型コロナウイルスへの対応について」で学生に向けて周知した内容です。

### ① 感染した学生について

感染が確認された学生は、「学校保健安全法」第 19 条の規定により出席停止とし、出席停止期間は、「学校保健安全法施行規則」第 19 条第 1 項の規定に基づき「治癒するまで（オミクロン株陽性者で無症状の場合は、検体採取日から 7 日間。）」とします。なお、治癒後は出席停止証明書を発行し、出席停止となった学生の当該授業の評価については、課題等を課し学生の不利益とならないように配慮します。

### ② 濃厚接触者と認められた学生について

濃厚接触者と認められた学生は、「学校保健安全法」第 19 条の規定により出席停止とし、出席停止期間は国、県などの行政基準に則り、保健所から指示された療養期間とします。保健所から療養期間の指示がない場合は国、県などの行政基準に則ることとします（感染者と認められた場合は、上記【感染した場合】のとおりとなります）。

### ③ 感染が疑われる場合

次の症状がある学生は、登校せずに「受診・相談センター」（鹿児島市保健所 8 時 30 分～17 時 15 分 平日 099-216-1517 / 鹿児島市以外に在住の学生は最寄りの保健所）に電話にてご相談ください。

ア) 風邪の症状や発熱がある（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含みます）。

イ) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

その上で、感染が強く疑われる場合は、大学へ登校しないでください。なお、授業の欠席の取り扱いに関しては、極力不利益にならないように対処します。

## 7 教職員及び学生(外国人及び日本人)の出入国の対応について

### (1) 日本入国に際して

下記のリンク先にアクセスし、入国時の外務省や厚生労働省の対応を確認し、各自適切に対処してください。

※内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室「水際対策強化に係る新たな措置」  
([https://corona.go.jp/news/news\\_20211105\\_01.html](https://corona.go.jp/news/news_20211105_01.html))

### (2) 海外渡航から帰国した学生・教職員に対して

入国時の外務省・厚生労働省等の指示に従ってください。

なお、帰国した際は、大学に連絡してください。

(教職員は総務課、学生は学生課、留学生は留学生支援室に連絡してください。)

## 8 危機対策本部の設置

(1) 危機対策本部を設置し、総合的に対応しています。

(2) 危機対策本部に事務室（総務部総務課）を置いています。

(3) 新型コロナウイルスの対応に関するお問い合わせは、事務室（内線 4112・4113）までお願いします。

## 9 今後の対応

本学の対応については、感染に係る学内外の状況、関係機関の最新の情報等を踏まえて、その都度「危機対策本部会議」を開催し発出しますので、本学ホームページ及びポータルサイトを注視してください。

令和4年9月22日  
鹿児島国際大学  
学長 大久保 幸夫